

写

令和5年10月17日

三重地方最低賃金審議会
会長 安井 広 伸 殿

三重地方最低賃金審議会
三重県電線・ケーブル製造業
最低賃金専門部会
部会長 西川 昇 吾

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月7日、三重地方最低賃金審議会において付託された三重県電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

恒岡 純子
西川 昇吾
三好 正人

石田 司郎
前田 良彦
山本 晃久

中村 和仁
廣澤 英幸
真弓 晋一

別 紙

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金

1 適用する地域

三重県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電線・ケーブル製造業
- (2) (1) に掲げる産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所
- (3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ 書類等の複写、集配又は軽易な入力業務
 - ハ 手作業による軽易な包装、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 999 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり